

## 第5章 重点整備地区の区域及び特定経路，準特定経路

### 1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており、重点整備地区は、「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、相当数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設及びその他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

河原町地区では、公共交通機関の核である阪急河原町駅を利用する高齢者や身体に障害のある方などが目的地まで、安全で円滑に徒歩で移動できる交通環境の整備を目的とした河原町地区基本構想を策定する必要があります。

重点整備地区の区域については、阪急河原町駅で電車から降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる駅周辺の施設のうち、多くの高齢者や身体に障害のある方などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要です。また、隣接する区域において烏丸地区基本構想が策定されており、京阪五条地区においても、今後、基本構想の策定が予定されています。そこで、河原町地区では阪急河原町駅からの徒歩圏内を基準としますが、それぞれの旅客施設が受け持つ範囲を考慮して区域を設定します。

#### (1) 旅客施設周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

旅客施設駅（阪急河原町駅）からの徒歩圏内（駅から概ね半径500m～1kmの範囲）に立地し、多くの高齢者や身体に障害のある方などが、駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を抽出しました。

なお、京阪四条駅の利用者も、これらの施設を駅から徒歩で利用するものと考えられます。

表-5 駅周辺に立地する主要施設

官公庁施設	京都市役所，東山警察署
文化・レクリエーション施設	学校歴史博物館，京都市総合教育センター，京劇会館，先斗町歌舞練場，祇園甲部歌舞練場，本能寺，八坂神社
商業・宿泊施設	高島屋京都店，阪急百貨店四条河原町店，藤井大丸，河原町ビブレ，河原町OPA，大丸京都店，京都ロイヤルホテル，京都ホテルオークラ，MOVIX 京都

#### (2) 重点整備地区の区域の設定

市民にとって特に重要な施設である京都市役所、永松記念ホールなどのある京都市総合教育センター、高齢者や身体に障害のある方をはじめとする多くの方が利用する高島屋京都店、阪急百貨店四条河原町店、藤井大丸などの大規模商業施設、多くの日本人や外国人観光客が訪れる八坂神社などを重要施設と捉え、これらを包括的に含む範囲を重点整備地区としました。なお、既に基本構想が策定された烏丸地区や、今後、策定される予定の京阪五条地区の範囲や近接する鉄道駅の位置などについても考慮しています。

具体的な区域については、道路や河川等によって明確に境界を定めました。

## 2 特定経路、準特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、2 m以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

河原町地区の特定経路は、阪急河原町駅と1（2）で設定した重要な施設とを結ぶ重要な経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととし、既に策定された烏丸地区基本構想の特定経路との連続性についても考慮して設定しました。さらに、京都市総合教育センターへの経路である仏光寺通及び多くの人が集まる寺町通の特定経路を結ぶ区間について、移動円滑化基準を満たすことが困難ではあるものの、他の特定経路の整備にあわせてできる限り歩行空間の確保を図っていく経路として「準特定経路」と位置付けることとします。

### （1）特定経路の設定

河原町地区において重点的にバリアフリー化を図る特定経路として次のように設定しました。

表－6 特定経路

特定経路Ⅰ	区 間：四条柳馬場～四条河原町 該当する路線：主要市道 嵐山祇園線（通称：四条通）
特定経路Ⅱ	区 間：四条河原町～河原町御池 該当する路線：主要府道 下鴨京都停車場線（通称：河原町通）
特定経路Ⅲ	区 間：四条河原町～祇園交差点 該当する路線：主要市道 嵐山祇園線（通称：四条通）
特定経路Ⅳ	区 間：河原町仏光寺～四条河原町 該当する路線：主要府道 下鴨京都停車場線（通称：河原町通）
特定経路Ⅴ	区 間：河原町御池～寺町御池 該当する路線：主要府道 二条停車場東山三条線（通称：御池通）

### （2）準特定経路の設定

河原町地区において特定経路を補完する準特定経路として次のように設定しました。

表－7 準特定経路

準特定経路Ⅰ	区 間：四条寺町～寺町仏光寺 該当する路線：市道 寺町通
準特定経路Ⅱ	区 間：河原町仏光寺～寺町仏光寺 該当する路線：市道 永松緯6号線（通称：仏光寺通） 市道 開智緯1号線（通称：仏光寺通）

図-9 重点整備地区の区域及び特定経路・準特定経路

